津幡町告示第６６号

津幡町高校生世代応援給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和８年１１月１７日

石川県津幡町長　吉　田　克　也

津幡町高校生世代応援給付金支給事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、物価高騰が継続する中、高校生世代の児童を養育する者に対し、津幡町高校生世代応援給付金を支給することにより対象児童の養育に係る経済的負担の軽減を図ることを目的とし、その支給事業に関し必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　高校生世代応援給付金　前条の目的を達するために、津幡町（以下「町」という。）が支給する給付金をいう。

⑵　支給対象者　別記第１に掲げる高校生世代応援給付金（以下「給付金」という。）の支給を受ける者をいう。

⑶　申請不要支給対象者　別記第１第１号に掲げる支給対象者をいう。

⑷　申請支給対象者　別記第１第２号及び第３号に掲げる支給対象者をいう。

⑸　対象児童　別記第２に掲げる者をいう。

⑹　児童手当　児童手当法（昭和４６年法律第７３号。以下「法」という。）による児童手当をいう。

（給付金の支給等）

第３条　町長は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、給付金を支給する。

２　前項の規定により支給する給付金の額は、対象児童１人につき１万円とする。

（申請不要支給対象者に対する支給の申入れ等）

第４条　町長は、申請不要支給対象者に対し、給付金の支給の申入れを行う。

２　申請不要支給対象者は、前項の申入れを受けたときは、津幡町高校生世代応援給付金受給拒

否の届出書（様式第１号）により、給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

３　町長は、前項の届出が町長が別に定める日までにないときは、速やかに支給を決定し、申請不要支給対象者に対し、給付金を支給する。

（申請不要支給対象者に対する支給の方式）

第５条　申請不要支給対象者に対する町による支給は、次の各号に掲げる方式により行う。

⑴　児童手当口座振込方式　町が把握する令和８年１１月分の児童手当の振込時における指定口座に振り込む方式

⑵　指定口座振込方式　前条第３項の支給決定前までに、前号の指定口座の変更を津幡町高校生世代応援給付金支給口座登録等の届出書（様式第２号）により届け出た場合に、町が当該届出をした指定口座に振り込む方式

⑶　窓口現金受領方式　前条第３項の支給決定前までに第１号の口座の解約その他の事情を届け出た場合に、町が窓口で現金を交付することにより支給する方式

２　前項第２号の方式は、同項第１号の指定口座を解約し、又は変更したことその他の理由により、同号の方式による支給に支障が生ずるおそれがある場合に限り行う。

３　第１項第３号の方式は、申請不要支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他口座振込による支給が困難な場合に限り行う。

（申請期間）

第６条　申請支給対象者に係る給付金の申請期間は、令和９年１月４日から令和９年３月１５日までとする。

（申請及び支給の方式）

第７条　申請支給対象者は、津幡町高校生世代応援給付金申請書（請求書）（様式第３号。以下「申請書」という。）により申請を行う。

２　前項の申請及び町による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。

⑴　郵送申請方式　申請者が申請書を郵送により町に提出し、町が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

⑵　窓口申請方式　申請者が申請書を町の窓口に提出し、町が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

⑶　窓口現金受領方式　申請者が申請書を郵送により、又は町の窓口において町に提出し、町が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

３　前項第３号の方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他同項第１号又は第２号の方式による支給が困難な場合に限り行う。

４　町長は、第１項の申請の際、必要に応じて公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

（代理による申請）

第８条　代理により前条第１項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他町長が別に定める方法により適当と認める者とする。

（申請支給対象者に対する支給の決定）

第９条　町長は、第７条第１項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該申請支給対象者に対し、給付金を支給する。

（周知）

第１０条　町長は、給付金の支給に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請期間その他事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第１１条　町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、申請支給対象者から第６条の申請期間内に第７条第１項の申請が行われないときは、町長は、当該申請支給対象者には給付金を支給しない。

２　町長が第４条第３項の規定による支給決定を行った後、口座の解約又は変更その他の理由により町が把握する児童手当振込時における指定口座又は第５条第１項第２号の届出をした指定口座に給付金の振込をすることができず、町が申請者に対して必要な手続を求めたにもかかわらず、町長が別に定める期限までに当該手続が行われないときは、町長は、当該給付金の支給の決定を取り消すものとする。

３　町長が第９条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備等により給付金を支給することができず、町が申請者に対して補正その他必要な手続を求めたにもかかわらず、町長が別に定める期限までに当該手続が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができないときは、町長は、当該給付金の支給の決定を取り消すものとする。

（支給決定の取消し及び返還）

第１２条　町長は、給付金の支給決定を受けた者が支給対象者の要件に該当しないことが判明したとき又は偽りその他不正の手段により給付金の支給決定を受けたときは、給付金の支給の決

定の全部又は一部を取り消すことがある。

２　町長は、前項の規定により給付金の支給の決定を取り消した場合において、既に給付金が支給されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第１３条　支給対象者は、給付金の支給を受ける権利を譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第１４条　この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年１２月１１日から施行する。

別記（第２条関係）

第１　支給対象者

給付金は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

⑴　申請不要支給対象者

基準日である令和８年１１月１日に町に住所を有し、対象児童に係る令和８年１１月分の児童手当を町から受給する者

⑵　基準日以降に対象児童に係る児童手当を受給することとなった者

基準日以降の転入、離婚、離婚調停中その他これらに準ずる事情の発生により、令和８年１２月分から令和９年３月分までのいずれかの月分について、対象児童に係る児童手当を町から受給することとなった者であって、申請時に町に住所を有する者

⑶　公務員である児童手当受給者

申請時に町に住所を有する公務員であって、対象児童に係る令和８年１１月分から令和９年３月分までのいずれかの児童手当を勤務先から受給する者

２　対象児童が施設入所等児童（法第３条第３項に規定する施設入所等児童をいう。）である場合における前項の適用については、法第４条第１項第４号に規定する者を当該対象児童に係る支給対象者とする。

第２　対象児童

対象児童は、平成２０年４月２日から平成２３年４月１日までの間に出生した者とする。

様式第１号（第４条関係）

市区町村

受付印

津幡町高校生世代応援給付金受給拒否の届出書

（宛先）津幡町長

１．　私は、「高校生世代応援給付金」の受給について拒否することを、ここに届けます。

２．　本届出により、「高校生世代応援給付金」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

令和　年　月　日

届出者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

届出者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

※署名又は記名押印

届出者連絡先＿＿＿＿＿＿（　　）＿＿＿＿

本人確認書類添付箇所

※個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し

様式第２号（第５条関係）

津幡町高校生世代応援給付金支給口座登録等の届出書

市区町村
受付印

（宛先）津幡町長

１．届出者・申請者

記入日	令和　　年　　月　　日

(フリガナ) 氏　　名	性別	生年月日	現住所
 ㊞	男・女	大正・昭和・平成 年　　月　　日	電話　　（　　） ※日中連絡のつく連絡先

＊記名押印に代えて署名することができます。

※下欄の事項（１）～（６）に誓約・同意の上、申請します。

２．新規振込先指定口座（児童手当を受給していたご本人名義の口座に限ります。）

□ア　指定の金融機関口座（１．の届出者の口座とします。）への振込みを希望
※振込先金融機関口座確認書類を添付してください（下欄を確認してください）。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 （右詰めでお書きください。）	口座番号 「１．届出者」名義に限る。カナ（又はアルファベット） ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行　5.農協 2.金庫　6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。
※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

□イ　窓口での現金支給を希望
※金融機関の口座がつくれない方等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、その理由と本人確認資料を裏面に添付してください。

口座振込が出来ない理由	

【誓約・同意事項】

⑴高校生年代応援給付金の支給要件に該当します。
⑵高校生年代応援給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、津幡町が必要な公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
⑶公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
⑷この届出書は、津幡町において支給決定をした後は、高校生年代応援給付金の請求書として取り扱います。
⑸津幡町が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、津幡町が定める期限までに、津幡町が届出者に連絡・確認できない場合に、高校生年代応援給付金が支給されないことに同意します。
⑹高校生年代応援給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、高校生年代応援給付金を返還します。

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる
通帳やキャッシュカードの写し

（２．受取方法のアを選択した場合は提出してください。）

本人確認書類

※個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し等

様式第３号（第９条関係）

津幡町高校生年代応援給付金申請書（請求書）

（宛先）津幡町長

市区町村
受付印

１．申請・請求者

記入日	令和　　年　　月　　日

（フリガナ） 氏　　名	性別	生年月日	申請・請求者の現住所
 ㊞	男・女	年　　月　　日	電話　　（　　）
＊記名押印に代えて署名することができます。 **※下欄の事項（１）～（６）に誓約・同意の上、申請します。**		所属庁	

２．対象児童

平成２０年４月２日から平成２３年４月１日までの間に出生した児童を記入してください。

No.	（フリガナ） 氏　　名	続柄	性別	生年月日	同居・別居の別	住所（別居の場合のみ記入）
1				年　　月　　日		
2				年　　月　　日		
3				年　　月　　日		
4				年　　月　　日		
5				年　　月　　日		

３．申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円

※対象児童１人につき１万円になります。

（裏面も確認してください。）

公務員児童手当受給状況証明欄

※この欄は、所属庁が記入しますので、申請・請求者は記入しないでください。

申請・請求内容等は相違なく、上記の申請・請求者は、上記対象児童に係る令和８年１１月分から令和９年３月分児童手当のいずれかの受給者であること等について証明します。

令和　　年　　月　　日

証明者　　印

（証明事務担当
担当課（室）・担当係
電話番号）

４．受取口座

金融機関名	支店名	分類	口座番号 （右詰めでお書きください。）	（フリガナ） 口座番号
1.銀行　5.農協 2.金庫　6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

【誓約・同意事項】

⑴高校生年代応援給付金の支給要件に該当します。

⑵高校生年代応援給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、津幡町が必要な公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。

⑶公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

⑷この届出書は、津幡町において支給決定をした後は、高校生年代応援給付金の請求書として取り扱います。

⑸津幡町が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、津幡町が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、津幡町は当該申請が取り下げられたものとみなします。

⑹高校生年代応援給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、高校生年代応援給付金を返還します。

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

本人確認書類

※個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し等